

農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

令和4年6月3日

農林水産省

2020年10月、政府は、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ、すなわち「2050年カーボンニュートラル」を目指すこととし、2021年4月の地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言した。

この新たな削減目標も踏まえて、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）が改定された。

農林水産省においては、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を策定した。本戦略では、「2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現」等の14の意欲的な目標の実現に向けて、調達、生産、加工・流通、消費までの各段階での課題の解決に向けた行動変容を促すとともに、現場の優れた技術の横展開・持続的な改良、革新的な技術・生産体系の開発・社会実装を推進することとしている。また、本戦略には、個々の技術の研究開発・実用化・社会実装に向けた2050年までの工程表を掲載し、サプライチェーンの各段階における環境負荷の低減等をイノベーションにより実現していくための道筋を示している。これら「地球温暖化対策計画」や「みどりの食料システム戦略」を踏まえて、「農林水産省地球温暖化対策計画」（令和3年10月27日改定）を改定した。

さらに、「みどりの食料システム戦略」を強力に推進していくため、第208回国会において、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）（通称：みどりの食料システム法）が成立したところであり、本法律に基づき、環境と調和のとれた食料システムの確立を図る上で必要な施策を総合的に推進する。

こうしたことを踏まえ、農林水産省として温室効果ガスの排出削減に向けた取組を率先実行していくため、政府実行計画及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、農林水産省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

第1 実施計画の対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、農林水産省が行う全ての事務及び事業を対象とする。

なお、農林水産省所管の独立行政法人及び特殊法人については、第7に基づき取組を行うこととする。

第2 実施計画の期間

本計画は、2021(令和3)年度から2030年度までの期間を対象とする。

第3 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013(平成25)年度を基準として、農林水産省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%以上削減することを目標とする。

この目標は、農林水産省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

なお、農林水産省の船舶(用船を含む。)の使用に伴う温室効果ガスの排出については、上記の削減目標の対象外とするが、排出量の把握を行うとともに、温室効果ガスの総排出量以外の評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとする。

第4 個別対策に関する目標

1 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

2 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。

3 電動車の導入

農林水産省の公用車については、代替可能な電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)がない場合等を除き、新規導入・更新で2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに全て電動車とする。

4 LED照明の導入

既存設備を含めた農林水産省のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

5 再生可能エネルギー電力の調達

2030 年度までに農林水産省で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

第5 措置の内容

1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

① 太陽光発電の整備方針及び目標

農林水産省が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

ア 農林水産省が新築する庁舎等の建築物における整備

農林水産省が新築する庁舎等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 農林水産省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

(ア) 農林水産省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、設置可能な建築物及び土地を整理した上で、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。検討の結果、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発等を踏まえ適時適切に見直しを行う。

(イ) (ア) の「その性質上適しない場合」とは、早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかかな場合をいう。

(ウ) 太陽光発電設備の設置可能性の検討に当たっては、建築物については設置可能な面積や日射条件、屋上を避難場所としているなど他の用途との調整、設備のメンテナンススペース、建築物の今後の存続期間、構造体の耐震性能、荷重条件等を考慮する。土地については、当該土地本来の使用目的を損なわずに設置できるか、設置可能な面積、日射条件、設置による災害リスク、水害等による被災リスク、景観保全、土地使用等に係る法令・条例の規制、規模が比較的大きい場合にあっては周辺環境との調和等を考慮する。

(エ) 建築物自体への設置とともに、当該建築物の敷地への設置（例えば、駐車場にソーラーカーポートを設置するなど）についても積極的に検討する。

ウ 整備計画の策定

上記の目標が達成できるよう、庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、必要に応じて太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を

を進める。

② 太陽光発電設備の設置及び維持管理に当たっての留意事項

ア 太陽光発電設備は設置する建築物及び土地に適した整備を行うものとし、太陽光発電設備の設置により、建築物及び土地の本来の機能及び使用目的を損なわないよう留意するとともに、反射光など周辺環境への影響にも配慮する。

イ 太陽光発電の導入に当たっては、必要に応じ、PPAモデル¹の活用も検討する。

ウ 太陽光発電設備の設置に関して、国民への周知についても考慮するとともに、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明にも配慮する。

(2) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

① 太陽光発電により生じた余剰電力の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。

② 建築物の規模、構造等の制約を考慮しつつ、農林水産省の保有する建築物に地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当²以上としつつ、2030年度までに、新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す³。その実現に向け、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready の基準を満たすことが可能な建築物においては、積極的に、より上位のZEB基準を満たす

¹ PPAモデル：事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料をPPA事業者を支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しない訳ではないことに留意が必要。

² ZEB Oriented 相当：建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量について、用途に応じてそれぞれ次の値を満たすものとする。

・ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等：現行の省エネ基準値から30%削減（BEI=0.7）

・事務所、学校、工場等：現行の省エネ基準値から40%削減（BEI=0.6）

³ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義されている。また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものが④ZEB Orientedと定義されている。

たすものとする。

- ③ 屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超える Z E B 等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとする。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。

- ④ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入に当たり、以下の取組を行う。

ア 空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を図る。

イ 既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。

- ⑤ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。

ア 空調設備の適切な運用により、庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を図ることを一層徹底する。

イ 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。

ウ 職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。

エ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。

- ⑥ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

- ⑦ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）の基本方針及び以下の方針に基づき、庁舎の省エネルギー診断⁴*4 及びその結果に基づく取組を進める。

ア 大規模な庁舎（中央官庁庁舎及び延床面積が 5 万 m²以上の地方庁舎。別表 1）については、省エネルギー診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱

⁴ 省エネルギー診断： 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基本方針に定める「省エネルギー診断」

源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。

イ 延床面積が1万㎡以上の地方庁舎（別表2）及び1万㎡未満の施設から抽出した代表的な施設（別表3）については、省エネルギー診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。また、その他の1万㎡未満の施設については、省エネルギー診断の実施に努める。さらに、1万㎡未満の施設から抽出した代表的な施設で実施した省エネルギー診断結果やそこで得られた知見を、施設の規模や用途が類似している他の施設に横展開し、更なる省エネルギーに向けた取組を行う。

ウ 省エネルギー診断を実施した結果は、ホームページで公表する等の方法により、情報公開を図る。

⑧ エネルギー管理の徹底を図るため、以下の方針に基づき、ビルのエネルギー管理システム（BEMS⁵）等を導入する。

ア 中央合同庁舎第1号館に、BEMSを導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。

イ その他の庁舎においても、経済合理性に配慮しつつBEMSの導入を進める。

ウ BEMS等により把握した消費量等のデータについては、ホームページで公表する等の方法により情報公開を図る。

⑨ 中央官庁庁舎に入居している組織（本省）においては、事務所の単位面積当たりの電気使用量及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量並びにそれに伴う温室効果ガスの排出量について、2013年度比で、2030年度までに一定比率低減させる目標を立てるとともに、その達成に努める。

⑩ 中央合同庁舎第1号館について、大規模なリノベーションの検討を進める。その際、空調設備の更新、BEMSの導入等による温室効果ガスの排出の削減等に配慮する。

（2）建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。

② 建設廃棄物の抑制を図るため、以下の取組を行う。

ア 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進するとともに、指定副産物の新規用途の開発に努める。

イ 発注者として建設業者による建設廃棄物等の適正処理を確認する。

⁵ BEMS：建物の設備、機器等に各種センサーを設置して、エネルギー使用量等のデータの蓄積・分析により運用の効率化・最適化を図るシステム

- ③ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取組を行う。
- ア 雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- イ 排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ウ 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓等を設置する。
- ④ 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に基づき、公共建築物について、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として全て木造化を図り、また、高層・低層に関わらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。
- また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基本方針に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に則して合法性が確認された木材又は間伐材（以下「合法木材等」という。）での木造化及び内装等の木質化に取り組む。
- さらに、公共土木工事の実施に当たっては、合法木材等を利用した工事を積極的に推進する。
- これらの取組は、「農林水産省木材利用推進計画」（平成22年12月策定、令和4年4月最終改定）に基づき、農林水産省自らが率先して推進する。
- ⑤ HFC⁶を使用しない建設資材の利用について、安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ促進する。
- ⑥ 発注者として支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するように促すとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。
- ⑦ 敷地内の緑化や保水性舗装、散水について、以下の取組を行う。
- ア 庁舎等の敷地について、植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装の整備や適切な散水の実施に努める。
- イ 樹木を剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。
- ⑧ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ⑨ エレベーターの運転の高度制御、高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑩ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い

⁶ HFC：ハイドロフルオロカーボンの略。特定フロン生産中止により代替フロンとして普及、温室効果ガスの一面を持つ

適切な照明機器を選定する。

- ⑪ 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- ⑫ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットの導入を図る。
- ⑬ 建設工事の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

（3）新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いたものについては、率先的導入に努める。

（4）2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

- ① 2050年カーボンニュートラルの達成のため、温室効果ガスを排出する構造のインフラが長期にわたり固定化すること（ロックイン）がないよう、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をバイオマス燃料等のカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。
- ② なお、設備の脱炭素化に当たっては、BCP、地域特性、技術動向も踏まえつつ検討する。

3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

（1）電動車の導入

- ① 農林水産省の公用車については、代替可能な電動車⁷がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。
また、公用車の使用実態を精査し、台数の削減を図る。
- ② 新規導入・更新には、リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も含む。
- ③ 電動車の導入に当たっては、計画的に進め、シェアリングの活用も検討する。
- ④ 公用車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない公用車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

⁷ 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

- ⑤ 公用車の効率的利用等に当たり、次の取組を行う。
 - ア 公用車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
 - イ アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
 - ウ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載器を積極的に活用する。
 - エ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。

（2）LED照明の導入等

- ① 庁舎等の新築・改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にLED照明への切替えを行い、農林水産省全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
- ② LED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
- ③ 照明の使用に当たっては、昼休みは、業務上支障がある場合を除き消灯するとともに、夜間も、業務上必要最小限の範囲で点灯するなど、節電の取組を徹底する。

（3）再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 2030年度までに農林水産省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
- ② 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。
- ③ 温室効果ガスの更なる削減を目指し、60%を超える電力についても、排出係数の可能な限り低い電力の調達に努める。
- ④ 庁舎の使用電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

（4）省エネルギー型機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

(5) その他

① 自動車利用の抑制等

ア Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

イ 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。特に震ヶ関地域においては、警備上・業務上支障がある場合（以下参照）を除き、移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。

・警備上支障のある場合

例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両

・業務上支障のある場合

例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合

ウ 不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を図る。

エ 日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転車の共同利用を推進する。

オ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

② 節水器具等の導入等

水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型のものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。

③ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

ア 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。

イ 容器又は包装を利用する場合には、簡略なものとし、当該容器又は包装の再使用や再利用を図る。

ウ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。

エ 弁当及び飲料については、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートによる再使用を促す。

オ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

④ 用紙類の使用量の削減

ア 書類の電子化や電子決裁の徹底、資料の簡素化等により、ペーパーレス化を一層推進する。

イ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、

やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底する。

ウ 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。

エ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量の削減を図る。

オ FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

⑤ 再生紙の使用等

ア コピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類は、間伐材パルプ及び古紙パルプ配合率がより高いものを調達する。

イ 印刷物は、合法木材等や再生紙を使用した紙製品を使用する。また、間伐材由来のものを使用する際には間伐材配合率を、再生紙由来のものを使用する際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合は、市中回収古紙を含む間伐材や再生紙を使用した紙製品の使用拡大を図られるような配慮を行う。

⑥ 合法木材等、再生品等の活用

ア 合法木材等の利用の推進

「農林水産省木材利用推進計画」に基づき、農林水産省自らが率先して、合法木材等を使用した製品の利用拡大に取り組む。

(ア) 合法木材等を使用した紙製品の使用を進める。

(イ) 紙製ファイル、鉛筆、ブックスタンド、ペンスタンド、絵筆、カードケース、額縁、ごみ箱及び名札（机上用、衣服取付型、首下型）については、合法木材等を使用した製品をそれぞれ優先的に選択する。

(ウ) 事務机及び会議机については、合法木材等を使用した製品を優先的に選択する。

(エ) 庁舎内の食堂等において割り箸を使用する際は、合法木材等を使用した製品の利用を呼びかける。

イ バイオマス製品の利用

クリアホルダーのファイル、粘着テープ、簡易コップ等については、バイオマスプラスチックを使用したバイオマス製品を優先的に選択する。

ウ 再生品等の利用

(ア) 文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。

(イ) 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

⑦ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

庁舎等の冷蔵庫、空調機器等について、安全性、経済性、エネルギー効率等

を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP⁸冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

⑧ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

ア 庁舎内の自動販売機について、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング⁹等の機能を有する省エネルギー型の機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、適正な配置を促す。

イ コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等に省エネルギー化を促す。

⑨ フロン類の排出の抑制

HFC等のフロン類冷媒を使用する事業用機器の使用について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、点検等を行い、使用時の漏えい対策等に取り組む。その際、IoT監視システムの導入、冷媒管理システム（RAMS）の活用による電子化に努める。

⑩ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

庁舎等の施設の電気機械器具を廃棄、整備する場合は、極力六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

⑪ 農場等における取組

省温対計画も踏まえ、施設園芸、農林業機械及び船舶の省エネルギー対策、水稲作に伴い発生するメタン（CH₄）の排出削減対策、施肥に伴う一酸化二窒素（N₂O）の削減対策等に取り組む。

4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

（1）廃棄物の3R+Renewable

① 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。

② 十分な数の分別回収ボックスを執務室内に適切に配置する。

③ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。

④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

⑤ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

⑥ 食ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への提供等の取組を積極的に行う。

⁸ GWP：地球温暖化係数(Global Warming Potential)の略

⁹ ゾーンクーリング：自動販売機で販売される直近の飲料のみを冷却する方法

- ⑦ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。
- (2) 森林の整備・保全の推進
 - 対象となる森林について、健全な森林の整備や管理・保全の適切な推進を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上させる。
- (3) 農林水産省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減
 - ① 農林水産省が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品の積極的な活用など、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
 - ② 農林水産省が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げた取組が行われるよう促す。

5 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

- (1) ワークライフバランスの確保
 - ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、協議文書の協議等を実施しない。
 - ② 有給休暇の計画的消化の一層の徹底と、事務の見直しによる超過勤務の削減を図る。
 - ③ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。特に、GSS（ガバメント・ソリューション・サービス）への移行を契機として、ペーパーレス化を進めつつ、多様な働き方に資するオフィス改革を省全体で進める。
- (2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供
 - ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
 - ② 農林水産省の職員向けポータルサイト等により、地球温暖化対策に関する活動や研修に関する情報提供を行い、これらへの職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。
 - ③ 途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対し積極的に対応する。
- (3) 職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励
 - 職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

第6 農林水産省の実施計画の推進体制の整備と実施状況の評価・点検

農林水産省の実施計画の推進のため、農林水産省実施計画推進本部（以下「推進本部」という。）及び実施計画推進のための事務局（以下「推進事務局」という。）を設け、その運営について次のとおり定める。

1 推進本部の体制

- (1) 本部長は、大臣官房審議官（技術・環境）をもって充てる。
- (2) 副本部長は、大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房参事官(経理)をもって充てる。
- (3) 委員は、(1) 及び (2) に掲げる者並びに次に掲げる者をもって充てるほか、本部長は、臨時に委員を指名することができる。

大臣官房秘書課長

大臣官房文書課長

大臣官房予算課長

大臣官房政策課長

大臣官房広報評価課長

大臣官房地方課長

大臣官房参事官（デジタル戦略）

新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長

統計部管理課長

検査・監察部調整・監察課長

消費・安全局総務課長

輸出・国際局総務課長

農産局総務課長

畜産局総務課長

経営局総務課長

農村振興局総務課長

農林水産技術会議事務局研究調整課長

林野庁林政部林政課長

水産庁漁政部漁政課長

2 推進本部の業務

推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 実施計画の改定案の作成に関すること。
- (2) 実施計画の推進に関すること。
- (3) 実施計画の評価・点検及びその公表に関すること。

3 実施計画の評価・点検に当たっての各委員の役割

以下の組織・施設を担当する委員は、当該組織・施設における燃料等使用量の把握、評価・点検の周知、注意喚起を行う。

- (1) 本省庁舎：大臣官房参事官（経理）
- (2) 農林水産政策研究所：大臣官房政策課長
- (3) 農林水産研修所：大臣官房秘書課長

- (4) 地方農政局、北海道農政事務所：大臣官房地方課長、大臣官房参事官（経理）
- (5) 植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所：消費・安全局総務課長
- (6) 農林水産技術会議事務局産学連携支援センター：農林水産技術会議事務局研究調整課長
- (7) 森林管理局、森林技術総合研修所：林野庁林政部林政課長
- (8) 漁業調整事務所、水産庁船舶：水産庁漁政部漁政課長

4 推進本部の庶務

推進本部の庶務は、大臣官房参事官（経理）において処理する。

5 推進事務局の体制

- (1) 推進事務局長は、大臣官房参事官（経理）をもって充てる。
- (2) 推進事務局に部局環境管理責任者、部局環境管理推進員、地方部局環境管理責任者、地方部局環境管理推進員を置くこととし、それぞれ表1の部局環境管理責任者の欄、部局環境管理推進員の欄、表2の地方部局環境管理責任者の欄、地方部局環境管理推進員の欄に掲げる組織等毎に、本省庁舎においては部局環境管理責任者が、その他の組織等においては地方部局環境管理責任者が選任する者をもって充てる。
- (3) 推進事務局に環境推進員を置くこととし、表1及び表2の右欄に掲げる組織等毎に、本省庁舎においては部局環境管理責任者が、その他の組織等においては、地方部局環境管理責任者が選任する者をもって充てる。

表1

組織・施設	部局環境管理責任者	部局環境管理推進員	環境推進員を置く組織等
本省庁舎	推進本部委員	推進本部委員の課等の担当課長補佐等	本省の課及び課に相当する組織

表2

組織・施設	地方部局環境管理責任者	地方部局環境管理推進員	環境推進員を置く組織等
農林水産政策研究所	所長	会計課長	農林水産政策研究所
農林水産研修所	所長	総務課長	農林水産研修所、つくば館、つくば館水戸ほ場
地方農政局	各局長	各会計課長	各地方農政局、各県拠点、各事務所及び各事業所
北海道農政事務所	所長	会計課長	北海道農政事務所、各地域拠点

植物防疫所	各所長	各会計課長 (名古屋、門司 は庶務課長)	各植物防疫所
那覇植物防疫 事務所	所長	庶務課長	那覇植物防疫事務所
動物検疫所	所長	会計課長	動物検疫所及び各支所
動物医薬品検 査所	所長	会計課長	動物医薬品検査所
筑波産学連携 支援センター	センター長	管理課長	筑波産学連携支援センター
森林管理局	各局長	各経理課長	各森林管理局、各森林管理署
森林技術総合 研修所	所長	総務課長	森林技術総合研修所
漁業調整事務 所	各所長	各総務課長 (仙台、新潟、 境港は所長)	各漁業調整事務所

6 推進事務局の業務

推進事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 実施計画の進捗状況の確認及び点検に関すること。
- (2) 実施計画の評価案の作成と推進本部への報告に関すること。
- (3) 具体的推進施策の検討、実施に関すること。
- (4) その他実施計画の推進に係る連絡調整に関すること。

7 点検・公表

実施計画の実施状況について、毎年度、定量的に点検を行い、目標達成の蓋然性の向上に努める。点検に当たっては、温室効果ガスの総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況や、組織単位の進捗状況について実施計画に定めた各種指標や過去の実績値等との比較に基づく評価等を行い、公表する。また、組織の大幅改編等があった場合には、こうした要因についても分析を行い、公表する。

第7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

農林水産省が所管する独立行政法人及び特殊法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。

なお、本取組の点検については、第6の実施状況の点検を通じて行う。

○別表1 大規模な庁舎（中央官庁庁舎及び延床面積が5万㎡以上の地方庁舎）

施設名	住所
① 中央合同庁舎第1号館	東京都千代田区霞が関1丁目2-1

○別表2 延床面積が1万㎡以上の地方庁舎

施設名	住所
①筑波産学連携支援センター（共同利用施設）	茨城県つくば市観音台2丁目1-9
②京都農林水産総合庁舎	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁 子風呂町102
③岡山第2地方合同庁舎	岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1

○別表3 1万㎡未満の施設から抽出した代表的な施設

施設名	住所
④関東森林管理局庁舎	群馬県前橋市岩神町4丁目16-25
⑤北見地方合同庁舎	北海道北見市青葉町6番8号
⑥東北農政局土地改良技術事務所庁舎	宮城県仙台市宮城野区幸町3丁目14-1
⑦宮崎県拠点庁舎	宮崎県宮崎市老松2丁目3-17
⑧徳島県拠点庁舎	徳島県徳島市中昭和町2丁目32番地
⑨東北森林管理局庁舎	秋田県秋田市中通5丁目9-16
⑩農林水産研修所庁舎	東京都八王子市廿里町36-1
⑪農林水産研修所つくば館水戸ほ場庁舎	茨城県水戸市鯉淵町5930-1
⑫農林水産研修所つくば館庁舎	茨城県つくば市榎戸748番1
⑬森林技術総合研修所	東京都八王子市廿里町1833-94